



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年7月22日金曜日 第326号

### ◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の採用試験.....	(総務管理課) ...	648
知事指定薬物の指定の失効.....	(薬務衛生課) ...	648
保安林の指定(5件).....	(森林整備課) ...	649
河川整備計画の変更.....	(河川課) ...	650
廃川敷地等の発生.....	( " ) ...	650
土地改良事業の計画の変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	650
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	650
指定道路の指定.....	(中予地方局建築指導課) ...	650
道路の供用開始(一般国道494号).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	651
指定居宅サービス事業の廃止.....	(南予地方局地域福祉課) ...	651
指定介護予防サービス事業の廃止.....	( " ) ...	651
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	651
道路の供用開始(県道久万中山線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	651

### 教育委員会規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則.....	(義務教育課) ...	652
---------------------------------	-------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第779号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和4年7月22日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文、適性検査、口述試験及び身体検査 令和4年8月3日(水)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
筆記試験、作文及び適性検査(WEB試験) 令和4年7月28日(木)0時から令和4年7月30日(土)24時の間で任意の時間 口述試験及び身体検査については令和4年8月3日(水)	任意の場所 口述試験及び身体検査については松山市南梅本町乙115番地	任意の場所 口述試験及び身体検査については陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

#### ○愛媛県告示第780号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和4年7月22日

愛媛県知事 中村時広

##### 1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-(エチルアミノ)-2-(3-メチルフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類
- (2) N,N-ジエチル-2-{[5-ニトロ-2-(4-プロポキシフェニル)メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタナミン及びその塩類

- (3) 1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

##### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

##### 3 失効の日

令和4年7月8日

○愛媛県告示第781号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町中川3052、3079から3084まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
中川3052・3079から3081まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第782号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町緑丙592
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
緑丙592（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第783号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
西条市河之内甲422、甲423、甲962の1、甲962の2、乙175の1、乙175の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
河之内甲422・甲423・乙175の1・乙175の3（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第784号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所  
西条市小松町妙口字祖父ヶ山乙1の4（次の図に示す部分に限る。）、乙1の6、乙1の9、乙1の14から乙1の16まで、乙1の25、乙1の26、乙1の28
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小松町妙口字祖父ヶ山乙1の4・乙1の6・乙1の9（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第785号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林の所在場所

西条市小松町大郷字土井ヶ谷乙17の1（次の図に示す部分に限る。）、乙17の2、乙18、乙19の2、乙19の4から乙19の6まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字土井ヶ谷乙17の2・乙18・乙19の2・乙19の5・乙19の6（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）、乙17の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第786号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、肱川水系河川整備計画【中下流圏域】を次のとおり変更した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁並びに中予地方局建設部、大洲土木事務所及び西予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年7月22日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第787号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年7月22日

愛媛県知事 中村時広

1 河川の名称

二級河川国領川水系国領川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和4年7月22日

3 廃川敷地等の位置

右岸 新居浜市東田一丁目甲1313番1地先から  
新居浜市東田一丁目甲1272番1地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。）1,438.01平方メートル

○愛媛県告示第788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、道後平野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和4年7月11日認可した。

令和4年7月22日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

○愛媛県告示第789号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年7月22日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第13506号	令和3年8月26日	(株)塩見配管	塩見 悟	松山市三番町6-3-10	令和4年6月3日	消防設備工事業	建設業の廃止(一部)
(般-3)第13526号	令和3年9月13日	(有)シルク電装	林 清重	松山市住吉2-5-5	令和4年6月8日	電気工事業	建設業の廃止
(般-29)第17075号	平成29年9月19日	篠崎建築工匠	篠崎 勝利	松山市和気町2-740-29	令和4年6月15日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-3)第7858号	令和3年9月14日	(有)西條工業所	西條 輝夫	松山市太山寺町1208-3	令和4年6月23日	管工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第790号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年7月22日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和4年7月13日

3 指定道路の位置

上浮穴郡久万高原町上野尻甲832の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 28.57メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和4年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2806番1から 同町笠方2804番2まで	令和4年7月22日

○愛媛県告示第792号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。  
 令和4年7月22日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	ショートステイ笑歩会 保田	愛媛県宇和島市保田甲981番地1	令和4年5月11日	短期入所生活介護
アトムタクシー株式会社	ヘルパーステーションアトム	愛媛県八幡浜市大平1番耕地870番地5号	令和4年5月31日	訪問介護

○愛媛県告示第793号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。  
 令和4年7月22日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アコンプリシー	ショートステイ笑歩会 保田	愛媛県宇和島市保田甲981番地1	令和4年5月11日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第794号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。  
 令和4年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第18650号	令和3年5月28日	TAISEI工業	松岡 泰成	大洲市森山甲934-3	令和4年6月8日	とび・土工事業	建設業の廃止（法人成り）
(般-30)第16439号	平成31年2月23日	佐々木電工	佐々木琢磨	八幡浜市日土町8-873	令和4年6月20日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般-1)第18321号	令和元年7月31日	(株)浅建	浅田ひとみ	西予市宇和町皆田1394-9	令和4年6月30日	大土工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 令和4年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵2793番4から 同町白杵2802番5まで	令和4年7月22日

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月22日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（普通免許状授与等の出願）</p> <p><b>第7条</b> 法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。<u>ただし、愛媛県教育委員会が認める者にあつては、第3号から第6号までに掲げる書類の全部又は一部の提出を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>（普通免許状の検定及び授与等の出願）</p> <p><b>第9条</b> 施行法第2条第1項の規定により、教育職員検定及び普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。<u>ただし、愛媛県教育委員会が認める者にあつては、第4号に掲げる書類の提出を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><b>第10条</b> 法第6条第1項又は第3項に規定する教育職員検定を受け、法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類（法第6条第3項に規定する教育職員検定を受ける者にあつては、第4号又は第9号に掲げる書類を除く。）を提出しなければならない。<u>ただし、愛媛県教育委員会が認める者にあつては、第4号に掲げる書類の提出を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(10) 省略</p>	<p>（普通免許状授与等の出願）</p> <p><b>第7条</b> 法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>（普通免許状の検定及び授与等の出願）</p> <p><b>第9条</b> 施行法第2条第1項の規定により、教育職員検定及び普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><b>第10条</b> 法第6条第1項又は第3項に規定する教育職員検定を受け、法第5条第1項又は第5条の2第3項の規定により、普通免許状の授与又は新教育領域の追加を願い出る者は、次に掲げる書類（法第6条第3項に規定する教育職員検定を受ける者にあつては、第4号又は第9号に掲げる書類を除く。）を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。